

県営住宅管理システム専用ノート型パソコン賃貸借契約仕様書

1 機器等の使用目的

高知県が、令和3年度から利用している県営住宅管理システムの機器の更新を行う。

2 借入期間

令和8年8月1日～令和13年7月31日までの60ヶ月間

3 機器等の納入期限

令和8年7月31日（金）

4 機器等の仕様

(1) 機器は、一般業務用ノート型パソコンとし、別紙2「一般業務用ノート型パソコンの機能・性能に関する仕様」に示すスペックと同等以上であること。

(2) 各機器は1機種で指定するものとし、異機種の混在や中古品は不可とする。

5 機器の設置場所

本仕様書の条件に従い、納入期限までに高知県土木部住宅課（5台）及び高知県住宅供給公社（2台）の別途指定する所定の位置に機器を設置すること。

6 機器の保守

ハードウェアオンサイト保守を実施すること。

（オンサイト保守：サービス提供時間は月曜日～金曜日8：45～17：30、ただし、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。サービス対応時間として当日4時間対応とする。）

※メーカーによる対応時間外がある場合は、当契約の契約業者側での初動対応を想定。

7 機器への設定及び搬入作業について

(1) 本仕様書並びに別紙1及び別紙2に示す機器の設定及び搬入の条件に従い、納入期限までに納入場所へ梱包した状態で搬入すること。

搬入後梱包を開き、高知県土木部住宅課及び高知県住宅供給公社が別途指定する場所に設置すること。

(2) 搬入日時や手段は、事前に高知県土木部住宅課と調整し、決定すること。

(3) 機器の保証書は、一式にして土木部住宅課に納入すること。

8 その他

(1) 借入開始日から60ヶ月間継続使用し、借入期間が満了した場合は、当該機器の所有権及びソフトウェアの使用権を高知県に無償譲渡するものとする。

(2) 賃借料には機器の搬入、据付に係る経費を含むものとする。

(3) ハードウェア障害時の連絡先、修理保証期間等、パソコンの保守対応に必要となる情報を提示すること。

別紙 1

県営住宅管理システム専用ノート型パソコンの仕様

品名	規格	数量
パソコン関係 ノート型パソコン	別紙 2 参照	7 台